



区のおしらせ

令和7年(2025年)

5/15

No.1965

毎月1日・15日
25日(地域版)発行

せたがや

SETAGAYA

住まいの防犯対策、アップデートしませんか？

防犯設備や防犯物品を組み合わせることで、高い犯罪抑止効果が期待できます。

「防犯フィルム」を貼ると、窓ガラスが簡単に割れなくなります。「補助錠」や「ガラス破壊センサー」なども効果的です。



踏むと大きな音が鳴る「防犯砂利」を敷くと、不審者の侵入に気づきやすくなります。



「録画機能付きインターホン」は、モニターで訪問者を確認したり、不審者の姿を録画することができます。



「センサー付きライト」や「センサー付きアラーム」は、不審者の侵入を検知すると光や音で周囲に異常を知らせます。



「防犯カメラ」は、防犯意識の高い住宅というアピールのほか、証拠の保全効果もあります。



住宅の防犯設備の設置・防犯物品の購入費用の補助が始まります (住まいの防犯対策サポート事業)

補助対象 区内の住宅に防犯設備の設置等を行った世帯 ※1世帯1回限り。

補助上限額 4万円(補助率100%、100円未満切捨て)

申請期限(予定) 7年9月30日(必着) ※予算上限に達し次第終了。

申請方法

- 区HPQ 23301 からオンライン手続き
- 郵送(〒154-8504 世田谷4-21-27世田谷区役所東棟3階 地域生活安全課)
- 地域生活安全課またはまちづくりセンターに申請書類を持参
※申請書のほか、身分証明書(公的機関発行)の写しと領収書(令和7年4月1日以降のもの)等も必要です。

注意事項

- 申請状況によっては補助が受けられない場合があります。
- 複数の品目を購入した場合も申請対象です。
- 共同住宅の所有者、管理組合等からの申請はできません。
- 防犯カメラ、録画機能付きインターホンは設置した写真が必要です。
- 防犯カメラやセンサー付きライト・アラーム等の人感センサーが内蔵されている防犯機器は、敷地内に向けて設置してください。

対象品目など補助制度や、申請書のほかに必要な書類、申請期限の最新情報など詳しくは、右記 区HP をご覧いただくか、世田谷区住まいの防犯対策サポート事業コールセンターへお問い合わせください。

区HPQ 23301



世田谷区住まいの防犯対策サポート事業コールセンター
☎03-6631-2955

(月～金曜 午前9時～午後5時(祝・休日を除く))

☎ 地域生活安全課 ☎5432-2586 ☎ 5432-3066

主な内容 特殊詐欺の被害拡大 ～自動通話録音機で対策を…2面 | 防犯パトロール活動を支援します…3面 | グリーンインフラの取組みを始めてみませんか…8面



世田谷区長
のぶと
保坂展人

住まいの防犯対策サポート事業を実施します

昨年、「高額バイト」「ホワイト案件」等の甘言に惑わされた若者たちが、強盗事件等に加担してしまう「闇バイト」と呼ばれる犯罪が多発しています。

区では、個人宅の防犯機能強化のために、防犯カメラ等を設置する際の「住まいの防犯対策サポート事業」を実施します。上記のような防犯器具を取り付ける費用を、最大4万円まで補助します。4万円を超える費用は自己負担となりますが、4万円以内なら全額補助となりますので、ぜひ活用ください。

侵入者は、侵入に5分かかるとおよそ7割が、10分以上かかるほとんどが諦めると言われています。侵入を試みた際に、時間がかかる構造のポイントです。また、近所の人に声を掛けられたり、不審者かと疑われてジロジロ見られることで犯行を諦めることがあります。普段からの隣近所のおつきあいやお互いの挨拶、声掛けも立派な防犯対策になります。

一人ひとりの防犯意識と住宅の防犯機能の向上は、犯罪に強いまちづくりにつながります。区と地域の皆さんで協力して、安全で安心して暮らせるまちをつくりましょう。